

社会的連帯とアノミー

——デュルケームにおける社会再組織化論の構成——

江頭大蔵

デュルケームの「社会再組織化論」の諸側面を、「社会的連帯の確保」という彼の問題関心に即して原理的に把握する。正常—病理判断の方法論は、「社会体の「一般的健康」という当時の社会理想の「合理化」の方策であり、その中心課題は社会的連帯への対応関係を選択的に強調して社会的諸制度の機能的連帯を確定することであった。社会再組織化論は、有機的連帯論から多元的な結合原理の統合の理論へと発展するが、職業集団論をそれら諸原理の結節点としてとらえ、特に「個別主義的」結合と「普遍主義的」結合の統合の問題を抽出する。さらに、アノミー状態の社会的連帯に対する逆機能的対応関係を中心的関心としたアノミー論の分析枠組を提出する。

結論的に、「社会的連帯」の欲求に対する対応関係への関心をデュルケームと共有しながら、アノミー発生の原因と過程の分析を、個々の社会状況に応じて特殊化するという、アノミー論の継承の方向を示す。

一 はじめに

その業績がマートンによって中範囲の理論の古典的使用例として示されたように、デュルケームの注意は主として経験的事実の観察と解釈を通して特殊理論を形成することに向けられていた。その研究中に現れている諸観念は、現代社会学の基礎概念の原型を成す内容的豊かさを持つものであるが、それら相互間の関係の厳密な体系化はデュル

ケーム自身によつては成されず、種々の理論的「隙間」が残されたままである。そこで、彼の理論を継承、発展あるいは批判する者にとつては、この隙間をどう処理するかが重要な問題となってくる。

ところで、デュルケームの社会学体系を支える根本的問題関心は社会の再組織化論であり、そのための具体的方策として職業集団論が展開された。同論そのものは、第一に文化的・時代的制約のため、第二に一般原理の提示にとどまり著述の分量も少ないため、積極的な評

価・検討はほとんど加えられていない。もちろん、それ自体として現代社会に適用するのは無理であろう。しかし、学説研究の観点から見れば、それは分業や自殺に関するモノグラフ研究の結果導かれた実践的結論であり、したがってデュルケームの社会学体系においては経験的研究と社会学思想の結節点に位置するという意味で、重要な意義がある。

そこで、本稿の目的は、デュルケームの実践的問題関心に沿って彼の業績を読み込むことにより、前述の「隙間」を埋める、あるいはその間隔を縮めようとするところにある。それは、具体的には、社会学方法論や社会的連帯の類型論、あるいはアノミーの概念等が、職業集団論を中心とする彼の社会学再組織化論へと、いかにして結びついているのかを検討する作業を意味する。デュルケームの社会学理論をより一般化するにせよ、個別的な社会状況に沿って解釈するにせよ、この基本構造の理解が必要だと思われる。理論の性格はそれが立脚する関心と深く結びついており、特にデュルケームの場合は社会学の根本的問題関心へと連なっているからである。

二 方法論の問題

デュルケームの社会学再組織化論を検討する際、まず問題にすべきなのはその方法的側面である。再組織化論の内容を成すのは有機的連帯や職業集団等の諸概念であるが、これらは現に存在するものの表現というよりは、あるべきもの（当為に関する事柄）という含みが色濃い。とすれば、それらの諸概念が、独立科学として建設されつつあった彼の社会学体系（特にその方法論）の中に、いかに位置づけられる

かが当然問題となる(1)。そこでまず、「実践的目標の設定に際し科学がわれわれを導く」とする彼の認識の表明である。正常―病理判断論〔社会学的方法の規準〕(第三章)の検討が必要である。

デュルケームは、社会にとっても健康は望ましく病は望ましくないという前提(2)のもとに、正常な現象と病理的現象を客観的に区別する基準を設定した。この基準は実質的に二段階の構造を持っている。

第一の基準によると、特定の進化段階にある特定社会類型(社会種)における「存在の一般性」が、その社会現象が正常であることの外的標識である(3)。そして、この標識によって区別された一群の事実が、第二の基準、すなわち考察されたその社会類型における集合生活の一般的諸条件にそれがいかに関わっているかを検討することにより、その正常性が内的に把握される(4)。この諸基準が適用された具体例は、犯罪―刑罰現象であった。犯罪は、あらゆる社会において一般的に存在するという点で、第一の基準を満たす。デュルケームの考察によると、ある行為が犯罪のか否かは、その行為に内在する要素によっては決定されず、行為がその時々集合意識を傷つけることによつて社会的反作用(刑罰)を惹き起こす場合に、それは犯罪と呼ばれる。したがつて犯罪は、集合意識の強度に根拠を持つばかりでなく、反作用をもたらす過程において集合意識を再活性化する。さらに、犯罪の発生は、道徳意識が過度に強化されず、道徳と法が正常に進化しうる余地が残っていることを示している。このように、社会統制の機能連関の中に組み込まれているという限りで、その発生率が一定水準にある犯罪傾向は、ノーマルな社会生活の一部と見なされた(5)。

この正常―病理判断論に対する諸批判の論点を要約すれば、「正常」

と「異常」、「望ましいものと望ましくないもの」の判断は、經驗的事実のみからは導きえず、何らかの価値理想を判断の基準に置かねばならない、ということになる(6)。「存在の一般性」という經驗的事実から短絡的に「望ましいもの」を決定する(常態を望ましいものとする保守主義)とも解釈できる点に、批判が集中している。しかし、デュルケームの論旨は、犯罪現象の解釈からも分かるように、その現象がいかにして社会生活の機能連関の中に結びついて常態的となったかを解明することで、正常な社会生活の諸条件の理解に接近しようとする、第二の基準の方にむしろ重点が置かれていた(7)。「存在の一般性」の基準は、研究対象となる事実を発見するための手続きであるとのみ解釈すべきであろう(8)。

問題はむしろ、「社会にとつても健康は望ましい」という、議論の出発点となった前提の方法論上の位置が、明確にされていなかった点にある。デュルケームは既に、この前提において、「健康なる社会」という価値理想を基準にして価値判断を下している。「社会体の一般的健康 (la santé générale du corpus social) (9)」が、彼の実践的企図の関心の的であり、彼が依拠する理想でもあった。しかし、理想図 (ideal) という觀念が社会学的に性格規定されたのは、デュルケーム社会学では後期になってからで、「規準」の段階では未確定であった。

デュルケームは論文「価値判断と現実判断」(10)において、価値判断の基準となる「理想」の社会学的事実在性(独自の様式の現実 *une réalité à sa façon*) (11)についで述べている。「個人意識が互いに孤立しないで密接な関係を有し、互いに活発に作用し合う時、その総合から一つの新たな種類の心的生活が遊離される」(12)。特に、社会の創造

期・革新期といった時期に、人々の相互の關係がより密接に結合された一種の集合的沸騰状態において、「現実を変化させることを機能とする理想」(13)が意欲され、集合力となってあらわれる。この意味で理想は集合意識の一種であり、社会的事実の資格で取り扱われる。したがって社会学は、理想を追い求めるのではなく、これを一つの与件とし、研究対象として分析しなければならないとされた(14)。そのような研究の具体例が彼の「社会主義論」(15)であり、これは彼と同時代的な思想体系と社会的状態とを関連づけている点で、ここでは重要である。

デュルケームによると、社会主義は「一つの理想」である。「社会主義は……まったく未来をめざしている。」「それは何よりもまず、現存社会の改造案であり、まだ存在していない、あるいは夢みられているようなかたちでは存在していない、そして選ぶとるに価するものとして人びとに提示されている、社会の予定図である」(16)。そのような理想の個々の「内容」はさておき、「それを発生させた社会状態 (état sociaux) (17)」は、経済的諸機能が急激に発達したにもかかわらず、十分な組織化を欠くために混乱状態に陥っていることである。このために社会主義思想は共通に「現に拡散的である経済的諸機能の一切、またはそのうちの若干のものを、社会の指導的で意識的な中枢部に結びつけることを要求する」(18)。経済生活および社会生活の組織化に対する熟望が、社会主義的理想を作り出したことは、ひとつの社会的事実として認識されたが、それと同時に、同様の社会環境に身を置くデュルケームにとつても、それらの組織化は急務の問題であり、自らに依拠する理想であった。ただ、彼が下した批判によると、「社会

主義は、経済生活がそれだけで自己を組織化できること、つまり何らかの道徳的權威がその上に立たなくても規則的かつ調和的に機能することができるところを、経済学理論同様認めている(19)。そこで、道徳的規制作用が「あらゆる社会組織のもっとも基本的な条件」(20)であるという観点から社会の再組織化を問ひ直す点で、デュルケームは自らを社会主義者から区別する。そして、生物学からのアナロジーに依拠した社会概念に則して、この理想を「社会体の一般的健康」と再定式化したのである。

このように、デュルケームの「実践的目標の科学的設定」においては、それが立脚する出発点が二種類あったと言える(21)。ひとつは、科学が観察の対象とすべき経験的事実であり、もうひとつは、彼自身が構成員であった当の社会の「理想」である。発生の当初における「理想」は、生のままでは、願望される程度がいかに強くとも、内容的には「通俗的観念」の水準にとどまり、現実とは矛盾する(実現不可能)ものかもしれない(22)。現実世界を理想に向けて変革するためには、その理想が「現実そのもののうちに客観的に与えられている特定の可能態」(23)として科学的に認識されたものでなければならぬ。これは、科学がある理想に依拠しながら混沌たる現実を再構成する一方、その現実認識が逆に作用して理想を修正あるいは精密化するという側面を指す。デュルケームに関して言えば、彼には「健康とは、全機能の調和的發展を意味する」(24)という思想があったが、このままでは政策提言にまで結びつけることはできない。事実の観察に基づいて諸制度(Institutions)が実際に担っている社会的機能とその相互連関を、具体的に確定する必要がある。彼の「正常・病理判断論」は、そ

のための手続きの提示であり、犯罪―刑罰現象と社会統制メカニズムとの間の機能的連関が明らかにされた。いずれにせよ、実践的関心を持った社会学者にとっては、自己の依拠する理想は、通俗的観念の水準から、実現可能な可能態にまで「合理化」されねばならなかった。職業集団論等の社会再組織化論は、このような「理想の合理化」の一定段階に依拠した提言として位置づけることができる。

さて、社会現象の認識のためにデュルケームによって採用されたのは機能論的方法であるが、これも「実践的目標の科学的設定」という課題にとつて戦略的重要性を持つものと思われる。機能(Function)の語は、目的論的説明を排するために用いられた。ある社会現象の機能を問題とする場合、それはその現象と社会的有機体の一般的欲求との間の対応(Correspondance)関係のあり方を意味している。この社会現象は、社会の側からすれば有益な結果をもたらすのであるが、その有用性の故に前もって予測され意図されていたとは限らない(潜在的機能)。したがって、デュルケームによると科学的に取扱うには不適當な、その現象についての意図や予測といった主観的問題は捨象され、客観的観察結果としての機能的対応関係が問題にされた(25)。社会現象の作用原因は別に探求すべきものである。この分析上の区別(26)によって、目的論的解釈が事実認識を歪める可能性が回避され、客観的現実認識へと接近する道が開かれたと言える。

しかしそれと同時に、分析者は問題の社会的欲求に対して価値を付与することができる(評価的機能主義)(27)。機能分析の基礎である社会的諸欲求の中から、特に何を選択して社会現象との対応関係を問題とするかは、分析者の価値判断の問題である。デュルケームの場合、

その依拠する価値理想は「社会体の一般的健康」であったので、正常な社会生活が成立する最低条件としての「社会的凝集」あるいは「社会的連帯」という社会的欲求を特に問題にした。社会的欲求の概念を、全体的社会状況がその部分(個人)に対して影響を及ぼす社会の内在的傾向と解する見方(28)を取れば、デュルケームには、社会を構成する人間存在に関してある前提があったと言える。それは、既に社会を形成してそこで生活している人間(社会化された人間)は、他者との連帯的共存を志向・欲求するという人間観である。これは、分業発展の説明の前提条件であったし(29)、自己本位的自殺の説明にもうかがえる人間観である。この人間的欲求を軸にした、諸他の条件の総合から、社会的欲求が形成されると想定された。

したがって、デュルケームによる機能分析の多くは、「社会的連帯」という欲求を基礎として行なわれた。アノミー的分業にせよ拘束的分業にせよ、それが病理的・異常形態と判断されたのは、「正常な」分業の場合にはもたらされると想定された連帯効果を創出しえないという限りにおいてであった。一般に、機能主義社会学は統合された安定的社会構造を定数化する傾向があると批判される(30)が、デュルケームの場合は、社会的連帯に対する「欲求」が定数化されている。『社会分業論』においては、社会の内的環境の変化という状況(人口の量と密度の増大)において、全体社会の内在的傾向としてこの「欲求」が充足される過程(分業の発展)が、社会構造の変動として説明された。さらに、連帯効果が創出されない事態は分析者によって否定的に評価され、正常状態を回復すべく、実践的提言によって積極的な介入が企図されたのである(31)。

(1) 「当為」に関する言明の「非科学性(希望の表明にすぎない)」が、彼の社会再組織化論がしばしば軽視されてきた事の理由である。

(2) E. Durkheim, 1895, *Les règles de la méthode sociologique*, P.U.F. (21^e éd.), p. 49 (宮島 喬訳 一九七八、『社会学的方法の規準』岩波書店 一三四頁)。

(3) *Ibid.*, pp. 55-9 (一三三-一九頁)。

(4) *Ibid.*, pp. 59-60 (一四〇-一四一頁)。第三の基準は、過渡期の社会類型においては第二の基準が特に不可欠であると強調しているだけで、実質的には二つの基準で正常-病理判断論が構成されていると言える。

(5) *Ibid.*, pp. 66-71 (一五一-一九頁)。cf. E. Durkheim, 1893, *De la division du travail social : étude sur l'organisation de société supérieures*, P.U.F. (10^e éd.) liv. I, ch. 2 (田原音和訳 一九七二、『社会分業論』青本書店 第一編 第二章)。

(6) 批判は二つの側面からなされる。それは、一面において、客観的方法(価値判断という不純物が混入したことへの不満であり、他の面においては、評価の次元の問題に経験的方法を持ち込むことの不適切さ(不謹慎さ)に対する非難である。この問題に関する参考文献は、松下武志、一九六九、「デュルケーム社会病理学の性格」『社会学研究』三〇号/中村清、一九七七、「デュルケームの道德の科学について」『宇都宮大学教育学部紀要』二七号/高澤淳夫、一九七八、「デュルケームにおける社会学的判断論」『現代社会学』九号、講談社/大村英昭、一九七九、「実証科学としての社会学」新陸人他著『社会学のあゆみ』有斐閣。

(7) 「平常的」「常態的」と「正常的」は区別されるべきで、その現象の平常性が「有機体の機能上の必要に真に適う」場合にのみ、それは「正常的」とされる。中久郎、一九七九、「デュルケームの社会理論」創文社、三一-八頁。

- (8) ルーソムの指摘による「マホシー」的分業や拘束的分業などの検討に実際に適用されたのは第二の基準であり、第一の基準は理論的に公表されたものではなかった。S. Lukes, 1973, *Emile Durkheim: his life and work*, Stanford University Press, pp. 28-30. しかし「犯罪の社会的機能」の発見に対する貢献がむしろ、第一の基準も、自殺や社会主義の定義と同様の意義を持つようになった。
- (9) E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, p. XXIV (二五頁)。
- (10) E. Durkheim, 1911, "Jugements de valeur et jugements de réalité", dans 1924, *Sociologie et philosophie*, P.U.F. (4^e ed.) (山田哲彦訳「一九四三『社会学』創元社」)。
- (11) *Ibid.*, p. 119 (二二四頁)。
- (12) *Ibid.*, p. 114 (二〇五頁)。
- (13) *Ibid.*, p. 120 (二二六頁)。
- (14) *Ibid.*, pp. 120-121 (二二七-二八頁)。
- (15) E. Durkheim, 1928, *Le Socialisme*, P.U.F. (2^e éd.) (森博訳「一九七〇『社会学』恒星社厚生館」)。
- (16) *Ibid.*, pp. 35-36 (一五頁)。
- (17) *Ibid.*, p. 38 (一八頁)。
- (18) *Ibid.*, p. 49 (三二頁)。「この定義の内容が、職業集団と国家の關係に關するデュルケームの言明を包含してゐるのに注意された」。
- (19) E. Durkheim, 1950, *Leçons de sociologie*, P.U.F. (2^e éd.) p. 50 (高橋 喬・川喜多壽訳「一九七四『社会学講義』みすず書房、四四頁」)。
- (20) *Ibid.*, p. 54 (四七頁)。
- (21) この点で、デュルケームが経験的事実から理想を導き出さうとしたとする解釈は適当ではないと思われる。もちろん彼の論述には、誤解をまねいてしまかたのなご曖昧さがあるところについてはある。

- (22) デュルケームは『社会分業論』において、文明の進歩と幸福の關係(第二編、第一章)や自由の觀念(pp. 380-1, 訳三七二頁)に關する、通俗的理想を批判している。
- (23) 中 久郎「一九七九、前掲書」二五—二頁、「理想は、予測される未来の状態として現実の諸物内に既に含まれている潜在的趨勢なのだから、それは所与の諸条件の科学的認識に基づいて確められねばならぬ」。
- (24) E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, p. 216 (二二〇頁)。
- (25) *Ibid.*, pp. 11-12 (一一—二頁) E. Durkheim, 1895, *op. cit.*, p. 95 (一六六頁)。
- (26) この區別は、換言すれば、社会現象の存在理由について、起源の原因(the causes of origin)の観点(作用原因)と持続性の原因(the causes of persistence)の観点(機能)の識別である。(cf. R.P. Dore, 1961, "Function and cause", A.S.R., Vol. 26, No. 6) 「この場合、事実の効用がその事実が存在するの理由となり、それが存続(see man-tenit)しているのは、一般にどこでもそれが有用である限り、必要である」(E. Durkheim, 1895, *op. cit.*, p. 96, 訳一九八頁)。
- (27) 中 久郎「一九六九、『社会進歩と社会主義』『社会学評論』七十七号、五七頁、「しかしデュルケームの方針の独自の点は、その分析の明示の基礎である『社会的要求』(besoin social)が彼の実践的な問題関心によつて導かれ、評価の内容を持つ概念であることである」。
- (28) A. Pierce, 1960, "Durkheim and Functionalism", in K.H. Wolff ed., *Essays on Sociology & Philosophy by Emile Durkheim et al.*, Ohio State Univ. Press.
- (29) 特「E. Durkheim, 1895, *op. cit.*, pp. 92-4 (一九二—四頁)に於ける、分業発展についての補足的説明を参照のこと」。
- (30) 新明正道「一九六七、『社会学の機能主義』誠信書房」。

(31) 第三共和制の公的イデオロギーとなった「連帯主義 (Solidarisme)」からは、デュルケームの立場を区別すべきだと言う指摘がなされている。H. Alpert, 1939, *Durkheim and his sociology*, N.Y., Russell & Russell, Inc., pp. 177-8 (花田・仲・由木共訳、一九七〇年『デュルケームと社会学』慶応通信 一四九—一五〇頁); S. Lukes, *op. cit.*, p. 351; D. LaCapra, 1972, *Emile Durkheim: Sociologist and Philosopher*, The Univ. of Chicago Press, p. 73. 彼の社会的連帯の立場は、その思想が深まるにつれて、本質的に共同態的・相互依存的特性を持つ存在としての人間観へと発展していったようである。

三 職業集団論の構造

デュルケームによる社会再組織化論の中心的提言は、職業集団論である。同論は『自殺論』の結論以後主張され始めたが、これを中核とする社会再組織化論の構成を把握するためには、これを『社会分業論』における有機的連帯論の発展と修正としてとらえることが、基本的に重要と思われる。

社会の近代化趨勢に関する彼の認識は、同質的な内部構造を持った未分化な社会が並存する環節的な社会構造から、機能分化した諸部分が一体系を形成する大規模で複雑な組織的社会構造への移行、という図式である(基本的社会観)。そして、社会の構成様式のこの両極にそれぞれ特徴的に優勢な連帯様式として、機械的と有機的とが区別され、後者が前者に対し次第に優越してきたという仮説の検証が、二種類の法規則(抑止的と原状復原的)を指標として示された(事実認識)。分業の発展は、人口密度の増大と都市の発展およびコミュニケーション・運輸技術の革新による環節的構造の崩壊を条件として、生

存競争激化に対する生活者(1)の対応(職業の専門化を主要因として、説明された(説明)。このように、分業の発展は必然的な歴史的趨勢なのであるが、現に存在する分業は、社会的連帯の機能要件(社会的欲求)との対応関係の点では、逆機能的(病理的)である(事実判断→価値判断)。そこで、分業が正常であるための条件として、連帯的諸器官の持続的接触(対「アノミー的分業」)と、闘争の外在的諸条件の平等(対「拘束的分業」)が示された(目標設定)。

有機的連帯論はその後基礎的修正を加えられ、「有機的連帯」の用語自体も使用されなくなった(2)ほどだが、それはこの「有機的」結合様式の効用のみが、過度に主張された事に対する反省のためである。機械的連帯は、信念と感情の共有(集合意識による凝集と、個人意識の集合意識への埋没により特徴づけられる。一方、有機的連帯では、諸個人の特殊専門化に伴う相互依存性の増大と、個人意識(自律性)の優越が見られる。したがって、後者は前者の退行を前提としてのみ進歩しようという関係がある(3)。しかしその一方、分析的抽象化以前の現実態においては、両者は密接に結びついている。まず、機能の分化は既に統合された社会の内部で生じるときにのみ連帯効果をもたらすという意味で、有機的連帯は機械的連帯が先行して存在していることを前提条件としている。さらに、協同によってもたらされた結合関係は、相互依存の状態に関する道徳的信念の共有を生み出す。分化の過程が進行するためには、この二種類の統合作用の相即的存在が必要とされた(4)。すなわち、分析的に概念化された有機的連帯の結合原理の提示とその強調は、「個人の自律化と社会に対する依存性の同時的増大」はいかにして可能かという『分業論』の機縁となった

問題(5)への解答にはなつたが、社会の道徳的再建という根本問題の解決には不十分であつた。共同意識による分業社会の基礎づけには意識的であつたにもかかわらず、類似に基づく連帯の可能性を全て否定し(6)、有機的連帯(相互依存性の自覚による理性的連帯の志向)のみを強調した点が、その後の理論的修正を余儀なくさせられる所以であつた。

デュルケームにおける集合意識論の重視は、一八九五年といわれる宗教現象の重要性の認識(7)と時を同じくするものであろう。おそらくそれと平行して、彼の社会再組織化論における社会的結合原理は多元的に考察されるようになった。すなわち、「諸個人」が直接接合可能な範囲内で社会的凝集を促す条件のレベルと、社会の「諸器官」の機能的調和を含めた全体社会のレベルとが、区別された。前者は集合意識論を、そして後者は有機的連帯論を、それぞれ適用した提言である。そして、職業集団論はこの両者を結節する位置にあるのである。

職業集団再建の提言は、自殺率の急増によつて表現される社会の解体状態に対する治療策として世に問われた。解体状態とは、個人に対する社会の凝集力の衰退(エゴイズム)と規制力の弛緩(アノミー)を意味する。両者は「社会の不在」の異なる側面を示している(8)ので、これらを鎮静させるには、社会を存在させる必要がある。そして、その社会とは、個人が愛着を感じる事ができ、個々の具体的場合に則して行為準則を定める事が可能な程度の範囲の集団(中間集団)でなければならぬ。このことを今後期待できる集団として、家族集団や地域社会が退けられ、職業的組織が選ばれたのは、ギルドの伝統など当時のヨーロッパ社会の固有の事情によると思われる。そこで以

後は、本質論の問題に焦点を絞ることにしよう。

職業集団再建の要請は、社会的凝集力の源泉の確保を第一の目的としている。職業集団はかつての宗教社会、家族社会、政治社会と同様の凝集力を備えるとされるが、これは「同種類」のすべての労働者、あるいは同じ職能のすべての仲間が結びついて形成する「ためである」。「同じ労働に従事している個人によつて構成されているし、彼らの利害は連帯し、一体化し、さえているので、社会的な観念や感情をはぐくむうえでこれほどどうつつけの地盤はない」。すなわち、「出自、教養、職業などにおける同一性(Identité)」が凝集力の源泉とされた(9)。さらにこれは、「ある政治社会において、若干数の個人が、その人口のうち他に人びととわかちもつことのない観念、利害、仕事を共通にする」(10)という局部的類似性の認識でもある。これはすなわち、著しく多元化した組織的分業社会、およびその趨勢に伴う集合意識の退化・一般化という条件において、人為的に共通要素を結集させて個別的集合意識を創り出し、諸個人が直接的に所属する社会環境を築こうという提言である。

このようにして築かれた集合体は、「われわれ」意識を高揚させ、一個の権威を持った道徳的人格(*la personnalité morale*)を形成する。そしてこの人格こそが、社会規範の実効力を裏づける社会集団の規制力の源泉であると認識された。ここにも、有機的連帯論からの進展が見られる。『分業論』では、社会的諸機能の間の関係が規制されていない「アノミー的分業」の状態が問題にされた。複雑な機能分化が存在する場合、社会生活を規制する諸準則の多くは、国家の制定する組織的法規の網の目から逃れ去つていたので、「多くのばあい、分割さ

れた諸機能をつけあう相互依存関係は、慣習 (habits) によってだけ規制される⁽¹¹⁾。そこで、「諸準則の総体は、社会的諸機能のあいだに自生的に設定された諸関係が時間をかけてつくりあげた確定的形態である」という観点から、諸器官が十分に持続的接触を保てばアノミー状態は解消できると結論された⁽¹²⁾。しかし、同書の第二版序文では、有機的連帯論の文脈でなされたこの説明の不完全さ⁽¹³⁾を認め、次のように補足している。「他面、この適応様式は、集団がその権威をもってこれを神聖化してこそ、はじめて一個の行動準則となる⁽¹⁴⁾」。準則 (norm) とは、習慣的行為様式であるだけではなく、なによりもまず義務的、したがってある程度個人の恣意性から切り離された行為様式でなければならない⁽¹⁴⁾。この点で集合体の権威が必要とされた。

職業集団論においては、さらにこの規制力が、経済生活の個々の特殊な形態に対応した諸準則の体系を作り出すことが期待された。そのためにも、職業活動 (社会生活) の現実と直接的・恒常的に十分接触し、その機能と欲求およびそれらの変化を感じ取り、対応⁽¹⁵⁾できる集団でなければならぬ⁽¹⁶⁾。このように、職業集団が、諸個人を凝集させ、彼らに対して権威を有する道徳的人格となり、行為準則の体系を確立する様式は、個別主義的原理に基づいていると言える。

社会的連帯を保持するための条件の一部は、以上のように特定化されたが、これらはもちろん理想的効果において描かれた可能態であり、これに対しては、その実現を阻止する現実についての認識が対置される。『分業論』では、諸機能間の無規制状態がこれにあたるが、その原因は主に諸部分の不十分な接触⁽¹⁷⁾に求められた。『自殺論』以

後は、前述のように、社会規範の規制力が個別的な社会集団の凝集力と結びつけられたため、社会解体の現状は、第二次的 (中間) 集団が欠如し、国家と大衆が直接的に対峙する状態だと診断された。これは「中央集権的国家と疎外された個人」という文脈⁽¹⁸⁾とともに、社会の凝集力と規制力の確保という面から見た場合の、このような社会形態の脆弱さの指摘として解するべきだろう。エゴイズムとアノミーの問題は、アノミー的分業の視点を発展させた批判的現実認識であるといえる。

しかし一方、ある程度のエゴイズムとアノミーが正常であるという言明⁽¹⁹⁾にも窺えるように、デュルケムにとっては、これらの状態の原因を成す諸力もまた存在理由を持つものである。問題は相対立する諸力の正常なかねあいを求めることであつた。個別的集合体の権威と対立する諸力の中で、社会的連帯に関しておそらく最も重大な意義を有するのは、「人格崇拜」の集合意識であろう。

個々人の人格の尊厳に対する感情は、分業社会の多元化・複雑化への道徳的対応物であり⁽²⁰⁾、およそあらゆる種類の個人主義の核心を成す集合的信念である⁽²¹⁾。この信念は、現象的には、「個人を対象とする尊敬」という一般的で漠然とした形として人々の心中に現われるので、意味づけの仕方いかんで多様な意義を帯びうる。人格の「尊厳性」の源泉を (デュルケムの見地からすれば「誤って」自己の内部に認めるとすれば、これは、人々の関心を社会的事象から引き離して個我に閉塞させる盲目的な信仰 (superstitions) となる⁽²²⁾)。この種の個人主義が過度におよび、個人に対する社会集団の凝集力と規制力とを損なうとすれば、エゴイズムとアノミーの状態の原因の一部を成

すと言えらる。しかし一方、これは分業社会において唯一残った共同感情なので、この信念を阻害する要因が存在する場合は、一時的には強固な社会統合をもたらす共同目標となりうる(23)。個人主義の問題が政治的争点となったドレフュス事件に際して、デュルケームが「人間一般」「観念化された人類」に対する尊敬(道德的個人主義)という意味づけを行なうことで、この効果を強化・持続させようと試みたことは周知の通りである(24)。このように「人格崇拜」の集合意識は、「デュルケームによっても状況に応じて多様に(正反対に)解釈されたが、社会的連帯との関連において、その基本的性格を明示する必要があるだろう。その解釈の糸口は、意外にも「拘束的分業」の観点の中に見いだすことができる。

拘束(contrainte)とは、社会の諸機能に対する規制が自発的に受け入れられず、強制力によって維持されている状態であり、これは社会的連帯を生み出せないという限りで異常的と想定された。「分業は自発的な場合にしか連帯を生み出さない」(25)。この場合、自発性(spontanité)の語が想定しているのは「闘争の外在的諸条件の平等」である。デュルケームは有機的連帯の機能結合の問題として(26)説明を試みているので、論証が遠回りになっているが、「自発性」が「連帯性」と直接結びつくのは、次のような側面においてであろう。

行為者が自発的に規制を受け入れるのは、彼がその「正当性」を認めている場合である。逆に規制が「不当」と感じられる程度が大きいほど、強力な反抗が予想され(そこで強制力による維持が試みられるのだが、それにもかかわらず)その規制に基づく連帯は不安定化する。そして、その規制が外在的諸条件の平等という要求を満たす限り

において正当的であり、自発的に受け入れられるとすれば、この正当性は平等主義の信念の一解釈(27)に基づくものであると言えらる。平等主義は、人間は人間としての価値において差異はないという思想であり、その感情的根拠は人格崇拜の共同感情である。したがって、この普遍主義的価値の尊重は、侵害されれば連帯を危くしかねない基本的合意であるという意味で、分業社会の連帯性の「必要条件」ではある。しかし、その内容の性格上、「十分条件」ではありえない(28)。

さて、「個別主義」と「普遍主義」の二つの社会的連帯の条件が提出されたわけだが、両者は直接的には相対立する原理である。そこで、全体社会レベルでの有機的な連帯を構想する際に、両者を統合的に調和させる試みがなされた。諸機能の多様化は、そのみでは統一性を生み出すものではないので、これを規制し調整するための独立機関が必要となる。個々の二次的集団の個別主義に対して、「普遍的効用性の感覚」と「有機的な均衡の必要性」を対置する機能には、集合的意志決定の機関としての国家が適任とされた(29)。しかもこの規制作用については、国家と二次的集団は相互に自律的でなければならぬ。前者が全体的視野から一般原則を提起し、後者が個々の状況に応じてこれを多様化する(30)のだが、これらはそれぞれ他にとって代わることのできぬ両者に固有の任務であり、一方で欠ければ分業社会の連帯性はそこなわれるのである。

普遍主義的価値としては、特に国家の担うべき任務として、「道德的個人主義」の確立が期待された。実際近代国家は、それが包括する要素社会の専制(個人に対する集団のエゴイズム)を抑制することによって、個人の諸権利の確立に務めてきた。しかし国家の干渉も、これに

拮抗する力が全く無ければ、かえって抑圧的となる。そこで、国家と二次的集団とが互相に拮抗する力となって並存することが、この価値を実現させる必要条件とされた(1)。さらに、国家はその意識を社会の大部分に拡大し、熟慮と反省を形成すべき機関である。しかし、直接選挙によって国家の構成員を選出する場合、国家の政策決定が直接的に民意を反映して大衆の思惟に吸収されるという観点から、二次的集団を間接選挙の基盤としても機能させることが主張された(2)。このように、二次的集団は国家が普遍主義的標準に沿った活動を遂行する条件を成し、逆に国家が個別的集団を有機的に連帯化すべく調整・規制を行うという社会の存在のあり方が構想された。

しかし、この統合化の試みは、実践家が個々の社会の実情に応じて実行に移し、現実と直接的に接触することを通してのみ完成するものである。したがってデュルケムは、推論的理性によって詳細な計画を立てることは慎み、一般原則を示すにとどめた。ここで重要なのは、その普遍性の程度に応じて階級を形づくるとき道徳的諸力(3)が内容的に乖離した結果、社会の連帯性が破壊されているという現実認識に基づき、その解決策を原理的に示している点である。普遍主義的価値(個人主義・平等主義)は産業化に適合することで私的営利や欲望の追求に正当性を与え、個別的集合体(家族・地域社会)の衰退とともに、人間の行動の目的を私化させる。しかし、集団に所属せぬ人間は「人羅のない蟹」であり、その潜在的不安感が全体主義的権威を求め、人種偏見の個別主義と結びついて個人の人権(普遍主義的価値)を圧殺しようとした事態(ドレフュス事件)は、デュルケムの批判的現実認識であった(4)。

(1) 生存競争の激化が人を職業の専門化へと誘引づけるのは、個人の可塑性・自律性の増大(二次的要因)その他の諸条件の総合的結果として想定された(『分業論』第二編)。しかし、この推論の過程で最も重要なのは、人間は他者との連帯的共存を維持しながら環境に対応するという人間観である。

(2) Cf. S. Lukes, *op. cit.* p. 5; T. Parsons, 1937, *The structure of social action*, Free Press, Vol. I, p. 319 (福士毅・厚東洋輔訳、一九八二年、『社会的行動の構造』デュルケム論、木鐸社、一三頁)。

(3) E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, p. 158 (一七八頁)。

(4) *Ibid.*, pp. 250-62 (二六五-七八頁)。両連帯の概念化のレベルの相異に関しては、中久郎、前掲書、一六六-七頁参照。デュルケムの連帯の二類型は社会統合の過程について相補的な位置にあり、特に機械的連帯は、個人が道徳的に社会に結びつき社会化される、「規範的統合」の過程に関連しているという指摘がある。F. Uricoechea, 1979, "La théorie de la solidarité de Durkheim: une critique", *Cahiers internationaux de sociologie*, Vol. LXXV.

(5) E. Durkheim, 1902, "Quelques remarques sur les groupements professionnels", dans 1893, *op. cit.*, p. XLIII (第三版序文「職業集団に関する若干の考察」三七頁)。

(6) このため、分業発展の道徳的対応物として一定の役割を期待された「人格崇拜」の集合意識も、その目的自体が非社会的だという理由で(1)の時点では低い評価しか受けていなかった。E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, pp. 146-9 (一六六-七頁)。 Cf. E. Durkheim, 1898, "L'individualisme et les intellectuels", dans 1970, *La science sociale et l'action*, P.U.F. (小関藤一郎訳「個人主義と知識人」同訳編、一九八三、『デュルケム宗教社会学論集』行路社)。

- (7) E. Durkheim, 1907, [Deux lettres sur l'influence dans la sociologie française. Réponse a Simon Dépoige], dans 1975, *Textes*, Ed. de Minuit, Vol. 1, p. 404. この発見はデュルケームの思想発展において一つの境界線を画し、このためそれ以前のすべての研究が、新しい見解を調和するよう手直しされねばならなかったであろう。その後の彼の宗教研究の端緒をなす「宗教現象の定義」(1899, "De la définition des phénomènes religieux")が、『自殺論』(一八九七)と『分業論』第二版序文(一九〇一)に近接する時期に發表されたことは注目される。この論文の論点は、宗教的現象を特徴づけるものはその「義務的」性質にあり、この性質は宗教の本質に関係してゐるであらう、と述べてゐるのである。しかし、世俗的な領域の信念や行事であつても、それらが共同的であれば「義務的」性質を帯びうる。これらの見解は、個人に対する規制力の正当性は、社会集団の道徳的権威以外からは生じないという、職業集団論において適用された洞察と結びこらる。E. Durkheim, 1969, *Journal sociologique*, P. U. F., pp. 157, 160 (小関藤一郎訳編「前掲書」八二、八五頁)。
- (8) E. Durkheim, 1897, *op. cit.*, p. 288 (三一九—二〇頁)。
- (9) *Ibid.*, p. 435 (四八五頁)。傍点筆者。
- (10) E. Durkheim, 1902, *op. cit.*, p. XVI (一二頁)。デュルケームによる政治社会(société politique)の用語は「\同一の権威に服する相当数の二次的社会集団の結合によつて構成され、他の正規に構成されたものかゝる上位の権威にも服せぬ一社会」を指す(1950, *op. cit.*, pp. 79-80, 訳七九頁)。これは、政治的にも機能分化した社会にこつて、社会関係が政治的に完結する範囲(こゝをゆるる国家社会)を意味する。
- (11) E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, p. 119 (一四六頁)。
- (12) *Ibid.*, p. 360 (三五五頁)。

- (13) Cf. S. Lukes, *op. cit.*, pp. 166-7.
- (14) E. Durkheim, 1902, *op. cit.*, p. V. (四頁)。アノミー論では一般に「デュルケームが『自殺論』で欲望の無規制の側面を問題にした点が重視されてゐるが、規制力の源泉に関する見解の変化の方が、より重要ではないであらうか。
- (15) 具体的には、保険、救済、恩給、教育事業などが適任とされた。*Ibid.*, pp. XXX-XXXI (二三頁)。
- (16) *Ibid.*, p. VI (五頁); 1897, *op. cit.*, p. 437 (四八八頁)。
- (17) 生産者と消費者、雇主と労働者、道徳的諸科学・社会諸科学間の関係が例として挙げられてゐる。1893, *op. cit.*, pp. 361-3 (三五六—七頁)。
- (18) 宮島 喬、一九七七、「デュルケーム社会理論の研究」、東京大学出版会、第四章、第一節。
- (19) E. Durkheim, 1897, *op. cit.*, p. 420 (四六七—八頁)。
- (20) E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, p. 147 (一六七頁); 1897, *op. cit.*, p. 382 (四二五—六頁)。
- (21) S. Lukes, 1973, *Individualism*, Oxford Basil Blackwell, 問 宏監訳「一九八一『個人主義』御茶の水書房、第一章。
- (22) E. Durkheim, 1893, *Ibid.*
- (23) Cf. E. Durkheim, 1897, *op. cit.*, p. 222 (二四六—七頁)。
- (24) E. Durkheim, 1898, *op. cit.*; 宮島 喬「前掲書」二四七—二六七頁「付論」デュルケーム事件とデュルケーム」。
- (25) E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, p. 370 (三六三頁)。
- (26) すなわち「外在的諸条件の平等のもとにおいてのみ、①諸個人は自らの能力に適した仕事に機能に結びつくことができ(適材適所)、②諸機能間の交換を媒介する契約関係が安定化して結合関係が保てる」とされた。
- (27) この場合、各人の異なる能力と業績に応じて、職能と用具・報酬が配

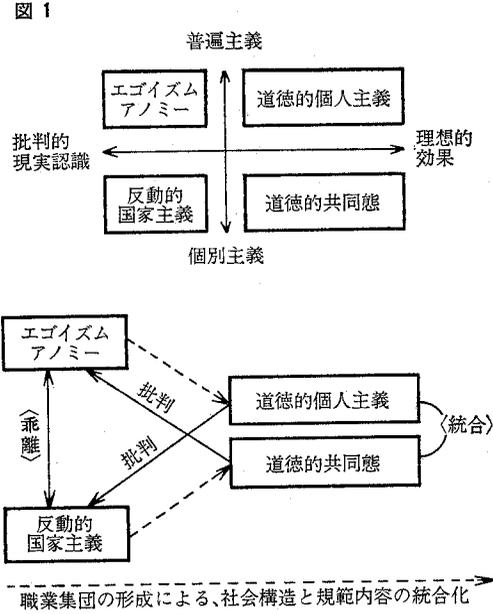
- 分される」ことを正当的とする。「機会平等」的解釈である。中久郎「前掲論文、五九一—六〇頁参照。平等主義理念の歴史を概略する際の「デュルケームの目的は、本質的に、現代産業社会の自然な結果としての平等主義の理念を……内容を与えよ」であり、その際サンシーマンにならなくては功績主義 (meritocratic) の理念が導入された。J.C. Filloux, 1977, *Durkheim et socialisme*, Genève, Droz, pp. 178-9.
- (28) デュルケームが最も強く個人主義の組織化を主張した論文において「人格選擇」がなにもまして個人の権利を主張する点で、道徳的分解を促す反社会的性質が指摘された。E. Durkheim, 1898, *op. cit.*, p. 265 (四〇頁)。
- (29) E. Durkheim, 1893, *op. cit.*, p. 349 (三四六頁); 1897, *op. cit.*, p. 441 (四九三頁)。国家を合理的思維の器官として定義するデュルケームの国家論は、社会システムの統合次元を理想的に強調するあまり、現存する権力関係を無視してつづぶとの批判がある。P. Birnbaum, 1976, "La conception durkheimienne de l'État: l'apollisme des fonctionnaires", *Revue française de sociologie*, Vol. XVII, n. 2. 彼の国家概念は「国家の対応する社会的欲求の側面からその存在理由を確定し、今後の国家の在り方を示唆している点で、機能分析の色彩が強」。
- (30) E. Durkheim, 1902, *op. cit.*, p. XXXIV (二二頁); 1897, *op. cit.*, p. 437 (四八八頁)。
- (31) E. Durkheim, 1950, *op. cit.*, pp. 95-9 (九五—九六頁)。
- (32) *Ibid.*, pp. 128-9 (一三三—三四頁)。
- (33) *Ibid.*, p. 107 (一〇九頁)。「道徳的な諸力は、その普遍性の程度に応じて階級を形成するに努める」。サンシーマンは「これを規範的文化の一般性水準の区別 (value-norm-collectivity-role) として再定式化した (T. Parsons, "Durkheim's contribution to the theory of integration of

social system", K.H. Wolff ed., *op. cit.*, pp. 118ff.)。問題は「各水準の内容間の関係が調和的に統合されているかどうかである。」

(34) 本節における、社会再組織化論の価値志向的側面の検討は、図1のようにならめられる。

四 逆機能としてのアノミーの概念

社会の組織化 (organization) を完成させるためには、解体 (dis-organization) の側面の体系的認識が前提条件となる。デュルケームが社会解体の現実的表現 (客観的証拠) として示したのは、自己本位の自殺とアノミーの自殺の激増であった。エゴイズムとアノミーは、



それぞれ社会集団の凝集力と規制力が弛緩した状態であるが、本節では特に後者の問題を取り扱いたい。アノミー論の諸系譜では「目的―手段―」の不適合関係を説明原理としたマートンの逸脱行動論的解釈が主流となっている(1)が、社会解体論としてのアノミー論はより広い分析枠組を整備する必要がある、その出発点をデュルケームの社会再組織化論に求めたいからである。

『社会分業論』において、アノミー状態は連帯効果を生み出せない点で、異常形態と判断された。社会的規制力に関してデュルケームの見解が変化したことは前に述べたが、この点に関する価値判断と分析視点は不変である。「アノミー状態が悪 (un mal) であるとすれば、それはなかなかなく、社会が生きるためには、凝集性と規則性がなくてはならぬからである」(2)。すなわち、アノミー概念の一貫性は、社会集団の規制力の弛緩が、社会連帯という社会的欲求に対して、逆機能的対応関係にあるという点にあった(3)。このようにアノミー状態を機能的対応関係の側面において問題とする場合、次の二つの点に留意しなければならない。

まず第一は、アノミー状態の原因に関する視点の問題である。原因と機能が一応別々に考察されねばならず、したがって同一の機能に対して多数の等価項目が想定できるように、アノミー状態を惹起する原因も多数想定できる。これが、デュルケームがアノミーを説明する際の基本的アプローチの仕方であり、社会集団の規制力を弛緩させる限りで、「連帯」の社会的欲求に対し逆機能的結果をもたらす事態は、全てアノミーの原因であると言える。アノミーの唯一の原因を特定化することはできない。

アノミーの原因をある程度類型化しておくことは、分析力を高めるために必要な作業である。まず、アノミーの原因が規制作用をどの側面から崩すかに目を向けてみよう。規制作用は、特定の内容の規範を社会集団が個人に守らせることである(4)ので、アノミー状態には(a)社会集団の規制力の弱体化と(b)規制の内容の混乱の二側面がある。(a)はさらに、(i)集団それ自体が絶対的に弱体化する場合と、(ii)個人主義的志向の優勢によって規制力が相対的に弱体化する場合が考えられる。これらの諸側面は、事実上相互に影響しあい増幅傾向を示すのであるが、アノミー状態への「発端」としては区別されてよいであろう。

アノミーに関する個々の理論的研究の成果は、独自の視点からその原因を(従って解決法への方向をも)究明しようとした点にある。これらは二種類に大別できるであろう。まず第一は「変動のアノミー」とでも呼ぶべきもので、『社会分業論』の初期の視点にもあるように、社会環境の急激な変化に対して、行動準則の形成が内容的にも規制力の面でも追いつかない場合である。『自殺論』におけるこの種のアノミーの例は、急激な経済的危機の事例であった。突然の経済的破極あるいは繁栄は、両者とも集 합의秩序を揺るがし均衡を破壊するため、社会的規制作用を弛緩させる(5)。行為者個人の水準から見れば、経済的地位の激変によって、自ら正当に従うべき規制が何か分からなくなるのだから、(b)の側面に対応する。中心的価値体系の崩壊や複数規範間の葛藤なども、同様の類型であろう。これとは別に、産業化に伴う地理的人員配分の変化(水平的移動効果)が、コミュニティにおけるアノミーの原因とされる場合、主に(a)―(i)の側面が問題であろう。

守るべき公共道徳を理屈で理解してはいても、周囲を見知らぬ隣人で囲まれている場合は、それから逸脱しがちである。その原因が変動に求められるアノミーは、社会的秩序が安定化し十分に時間が経過すれば、次第に終息する傾向があると考えられる。

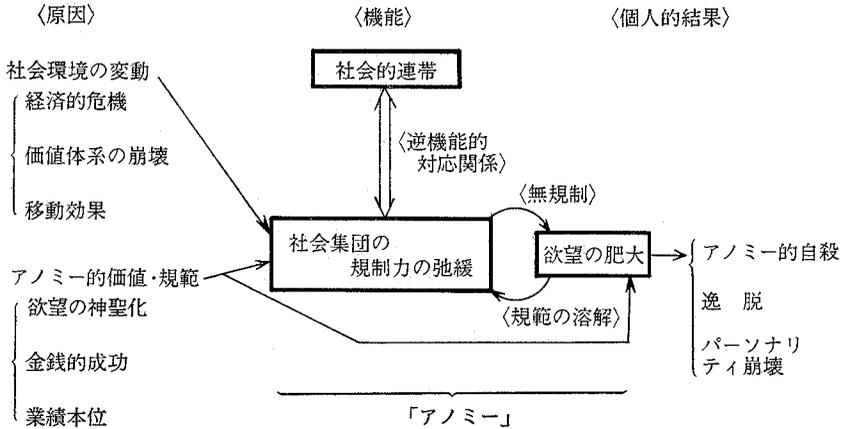
第二の類型は「価値のアノミー」であり、社会生活に内面化された価値や規範そのものに原因が求められる。この種のアノミーは、その原因に時間が影響を及ぼすことがなく、日常生活において慢性的である。『自殺論』では、商工業の世界におけるアノミーの主要因は、「欲望の神聖化」「無限を目ざす情念」「進歩への信仰」という転倒した道徳であった(6)。アノミーの価値論的側面をいちはやく現代産業社会に適用したマートンは、万人に金銭的成功への圧力を加える文化構造とその達成手段の制限という社会構造上の矛盾の中に、原因を求めた(7)。この見解に対して疑問を提出したJ・ホートンによると、アノミーが産業社会に固有なのは、単に競争の条件が不平等だからというだけでなく、より重要なことには、セルフ・インタレストを追い求める競争が社会的目標へと制度化されたからである(8)。業績本位の価値は、産業社会に適合して情緒的にも支持される規範的基準である。しかしこれは、能力と努力次第でどんな地位や報酬をも望むことを無制限に許す基準であるので、欲求を抑制するというよりはかえってこれに拍車をかけ、限らない願望に正当性を与える(9)。アノミーの原因を価値規範自体の内容に求める方向への理論的發展は、主に(b)の側面を強調しており、また個人主義的価値を問題にする場合、(a)として、第二の留意点は、アノミー概念における「欲望の肥大」とい

う側面の位置づけである。「欲望の肥大」は、基本的には「社会集団の規制力の弛緩」という原因によってもたらされた結果の一つである。この側面が特に重視されるのは、人を自殺に追い込み、逸脱行動に走らせるからだけではない。「欲望の肥大」は、「原因と結果の相互性」(10)によってその力を原因の方へ還流させるからである。肥大した欲望は、あらゆる規制を耐えがたいものとすることによって、その原因たる「社会集団の規制力の弛緩」の状態を、逆に維持する効果を持つ(11)。個人的欲望の肥大は、この循環関係の中にある限りで、社会的連帯に対する逆機能としてのアノミー概念の中に位置づけることができる。また、原因論の観点に帰れば、ある種の価値は「欲望の肥大」から「規制力の弛緩」へと逆流する経路をたどって、アノミーの原因を成すと考えられる。

以上の諸観点にもとづいて、アノミー概念の認識枠組を図式化すれば、図2のようになる。アノミーを「欲求の無規制状態」と解する傾向も一般的となつている(12)ので、「社会集団の規制力の弛緩」と「欲望の肥大」の循環関係を一括してアノミーと呼ぶ立場を取ろう。デュルケームのアノミー論については、さらに次の諸点を補足する必要があるだろう。

(1) 成文法は組織化の程度の高い行動準則であり、組織的制裁(刑罰)が対応しているが、これらは社会に集積する無数の行動準則の、骨格的な一部分である。しかし、アノミー状態においては、その他大部分の組織化の程度の高い道徳や慣習から浸食が始まる。社会集団の権威は低下しているので、散発的に行使される分散的制裁も、逸脱者に及ぼす影響力は小さい。

図 2



(2) アノミーの個人的結果が、パーソナリティの崩壊からアノミー的自殺へと発現する極端な事例は、『自殺論』では統計的処理を経てアノミーの指標として検出された。しかし、この側面を疎外論的文脈においてのみ強調するのは、アノミー論の視角を狭めると思われる。そう極端な場合でなくとも、ある程度の欲望の肥大が平均的に諸個人を襲うなら、規範を溶解するのに十分だからである。

(3) 具体的な個々の社会において、実際に何がアノミーの原因になっているかは、経験的研究によって明らかにされるべき問題である。デュルケームの分析においては、その原因は、一部はフランスの歴史的事象(フランス革命による中間的組織の壊滅)であり、一部は産業社会特有の事情(物質的幸福の神格化)という、複合的なものであった。

(4) 職業集団によるアノミー終息の真意は、必ずしも意識化されない社会生活の細部まで担う、特に道徳・慣習レベルの複雑な社会的規制が、職業集団のつくる個々の状況に応じて形成され、実際のな規制力を持つようになることである。組織的分業社会における複雑な活動内容を細部にわたって規定できるのは、法的規制よりも柔軟性の高い慣習的規制であるからである。

(1) 近年、デュルケームやマートンの理論の時代制約性を問題にし、これを現代的視点から再構成しようとする試みもあるが、アスピレーションの高揚を説明原理とした目的-手段図式の類型論を基礎にしている点で、マートンの延長線上にあると言える。大村英昭、一九七二、「アスピレーションとアノミー-社会的移動と逸脱行動との関連において」、『社会学評論』八九号、W. Simon and J.H. Ganon, 1976, "The anomie of

affluence: a post Mertonian conception", *A.J.S.* Vol. 82, No. 2.

(5) E. Durkheim, 1902, *op. cit.*, p. IV (四頁)。

(6) B. ラクロワは『分業論』と『自殺論』以後この間にアノミー概念の認識論的断絶を指摘し、後者における人間の社会化に関する一般理論の形成を強調してゐる。B. Lacroix, 1973, "Régulation et anomie selon Durkheim", *Cahiers internationaux de sociologie*, Vol. LV, 1-4。社会的規制作用が諸機能間の調和にも人間の社会化過程にも関係する以上、アノミー論の発展過程に統合不可能な断絶を認める必要はない。事実、『分業論』第二版序文には、両方の視点が調和的に盛り込まれている。

(4) 規範がパーソナリティに内面化されるにせよ、内面化を促すのも、また内面化を維持するのも、基本的には外部からの規制力によるといえる。

(5) E. Durkheim, 1897, *op. cit.*, p. 280 (三二〇—二二頁)。

(6) *Ibid.*, pp. 284, 287 (三二四、三二七頁)。

(7) R.K. Merton, 1968, *Social theory and social structure*, enlarged ed., Free Press, pp. 199-201 (森 東吾他訳 一九六一、『社会学理論と社会構造』みすず書房、一三五—一六頁)。マーソンのアノミー論が、デュルケームの理論に対する自らの位置づけを意図していると、この批判は正当である。P. Benard, 1978, "Merton à la recherche de l'anomie", *Revue française de sociologie*, Vol. XIX, n° 1, pp. 23-35。マーソンのアノミー論は、原因の分析に独自の視点を導入した特殊アノミー論として位置づけることが妥当ではない。

(8) J. Horton, 1964, "The dehumanization of anomie and alination: a problem in the ideology of sociology", *B.J.S.*, Vol. XV, No. 4, pp. 294-5。

(9) 作田啓一、一九七二、『価値の社会学』、岩波書店、一九七二、二〇一—二〇五頁。

(10) E. Durkheim, 1895, *op. cit.*, p. 95 (一九七頁)

(11) E. Durkheim, 1897, *op. cit.*, p. 281 (三二二頁)

(12) 宮島 喬、一九七七、前掲書、一九四頁。

五 結語

本稿は、デュルケームの社会学理論の諸側面——方法論、職業集団論、アノミー論(社会解体論)——を、「社会的連帯の確保」という彼の中心の問題関心に即して読み取ることにより、その社会再組織化論の構造を原理的に把握しようとする試みである。この試みは、個々の社会状況において応用可能な、社会再組織化のための基本的理論枠組の確立に、多少とも寄与したいという意図に導かれた。というのも、社会学の存在理由は、社会を再組織化するための学問的指針を得たいという、現代日本社会でも日々高まりつつある社会的欲求の中にあると考えるからである。

もちろん、このような関心が学問的に結実するには、対象を限定した特殊研究の成結が必要であることは言うまでもない。しかしまたそれと同時に、先学の研究成果を整理して、それとの接合のあり方を考察する事も不可欠の事項であろう。本稿は、後者に関する考察から、前者を方向づけようという意図を持っていた。その結果、多少とも明らかになってきたと思うのは、アノミー論の継承の方向である。これは、「社会的連帯」の欲求に対する対応関係についての関心をデュルケームと共有しながら、アノミー発生の原因と過程の分析を、個々の社会状況に応じて特殊化しようというものである(1)。

アノミーの原因が、産業化と都市化に伴う人口の移動効果にあるに

せよ、現代資本主義に内在化された依存効果（ガルブレイス）による欲望の創出にあるにせよ、それらの原因から生ずる結果は、社会的連帯の諸側面に対していかなる効果を及ぼすかという観点から評価されねばならない。このように問題を立て直すことによって、デュルケームが単に規範への服従を善としていたのではないことが理解されるであろう⁽²⁾。問題はむしろ、社会関係の「貧困化」とその結果をもたせられる個人の内面的空虚さを、いかに克服するかということであった。

(1) アノミーに関しては、規範の正当性の源泉の問題、あるいは凝集力と規制力の内在的連関の問題など、今後取り組むべき課題はさらに多岐にわたっている。

(2) 折原 浩は、戦後間もない頃のわが国のアノミーを、個人が旧来の規範や信念から解放されて新しい思想や確信に到る過程と位置づけ、これを単に否定的にとらえてよいものかと問い直した（折原 浩、一九五九、『アノミー』、『講座現代社会心理学』、階級と社会変動』、中山書店、二二〇—二二一、二四〇頁）。アノミー論が必ずしも保守主義と結びつかないことば、マーティンの「反抗 (rebellion)」の観点からも明らかであるが (R.K. Merton, *op. cit.*, pp. 209-211: 144-5 頁)、アノミーの評価に際しては、総合的視点の重要性が強調される。

(九州大学助手)

Social Solidarity and Anomie

— the construction of Durkheim's theories of
reorganisation of society —

Daizo Egashira
Kyushu University

Some aspects of Durkheim's "theories of reorganization of society" are explored according to his main concern: "security of social solidarity". Normal-pathological judgement is a means to "rationalize" the social ideal of those days such as "the general health of social body". The central problem of the means is to define the functional relations among social institutions, by emphasising selectively their correspondence to the need of "social solidarity". The theories of reorganization of society developed from the theory of organic solidarity into the theory of integration of plural association principles. We understand the theory of professional group as connective point of those principles. And, especially, the problem of integration of "particularistic" and "universalistic" association is stressed. Then we present the frame of analysis of theory of anomie, the central issue of which is dysfunctional correspondence to the need of "social solidarity".

In conclusion, we suggest the orientation of succession of the theory of anomie. It specializes the analysis of cause and process of the occurrence of anomie, according to situation of each society, but the concern about correspondence to the social need, namely "social solidarity", is common to that of Durkheim.